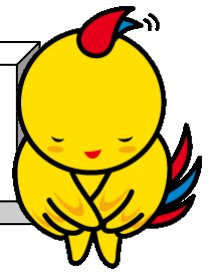


令和4年度中播磨地域づくり活動応援事業を 実施される皆さまへ（注意事項とお願い）



1 補助対象経費等について

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、研修会の講師や司会等の謝金（1人1回（1日）あたり2万円限度とし、上限10万円） 出演団体への謝礼（1団体1回（1日）あたり5万円限度とし、上限10万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員、協働の相手方への謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 講師等に対する旅費（※実費相当のみ） 講師等が自身の車を利用する場合は、1km=37円以下で計算 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員の旅費 宿泊料
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係るチラシコピー代、冊子の作成（印刷・製本） 会議資料印刷 （印刷製本費全体で10万円を上限） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業にかかるチラシ、冊子等で、中播磨県民センター地域づくり活動応援事業による補助金を受けている旨の記載のないもの
通信費	<ul style="list-style-type: none"> 郵券代（上限1万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	<ul style="list-style-type: none"> 活動のための資材購入費 （消耗品、材料、花苗、事業実施に不可欠な知識の習得等にかかる書籍の購入費等） 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、プリンター、什器、事務机、椅子、書棚等の財産形成となる備品（5万円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。）
保険料	<ul style="list-style-type: none"> イベント保険、ボランティア保険 	
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料 OA機器、音響などの機器レンタル・リース料 バス借上げ料（団体構成員以外の事業参加者の交通手段として借り上げるバスについて、1台5万円上限。ただし、団体構成員の旅費と区別できない、または公的な補助・補助を受けている場合は全額対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> 賃料（各団体の所有・使用する事務所等にかかるものは、対象外。ただし、事業実施のため、他の施設等を継続的に使用する場合は、対象とする。）
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 会場設営等や調査研究にかかる業者委託料 （補助対象経費の1/2を上限） 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食販売等にかかるテント等の設営
食材費	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料 （補助対象経費の1/2かつ10万円を上限） 	<ul style="list-style-type: none"> 会議・イベント等の飲食費 参加者へ配布する飲食物 販売目的の食材費（模擬店等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 新聞折り込み料 振込手数料（補助対象経費にかかる分） クレジット払いの経費（利用明細書等の写しの提出のほか、団体構成員による支払いであることが確認できる場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員・協働の相手方の人件費 資材の運搬等にかかるガソリン代（事業に使用した部分のみが明確に分けられない場合） 販売に供するための材料費（食糧費含む） 参加者記念品、賞品・景品

※以下に該当する場合は、対象外となります。

- ・対象経費であっても、上限を越える部分
 - ・参加費を取る事業は、参加費で賄える部分
 - ・領収書の日付が事業期間外の場合
 - ・施設入場料等、本人負担とすることが適当であるもの
 - ・領収書がない、不備等使途不明のもの
 - ・団体が行う経常的、日常的な活動経費や維持運営費(団体の総会費用など)
 - ・補助事業者自身、団体構成員、協働の相手方及びそれらの役員となっている者の所属する団体・事業者への支出(ただし支出のうち、物品の調達等において当該団体の営利とならない部分は対象)
 - ・インターネットサイトや販売店のポイント制度にて物品等を購入した場合のポイント利用分
- ※事業実施中の不慮の事故等に対する責任は負いかねますので、各団体において、保険に加入されることをおすすめします。

2 領収書について

- ①領収書のあて名は、**補助金を申請した団体名**としてください。
→未記入のものや個人名、協働団体名のは不可です。
- ②**日付**や**但し書き**を必ず記入してもらってください。
→事業実施期間外のは、補助対象とはなりません。
- ③内訳が分かるように、レシートや請求書、見積書等を併せて保管しておき、領収書と合わせて提出してください。

3 講師等の旅費に係る証拠書について

- ・旅費は実費分を対象とします。「領収書」、「使用済の押印のある切符」などにより、証拠書を添付してください。
- ・やむを得ず、証拠書を残せなかった場合は、旅費の支給を受ける者が団体あてに発行した領収書を添付の上、団体にて料金、移動日、移動区間（例：〇〇バス停～△△バス停、A地点～B地点間〇km）、移動目的を明確にしたものをあわせて提出してください（※ガソリン代についても同様の扱いとする）。

4 印刷物等の製作物について

- ①冊子、チラシ、マップ、ポスター、販売品のラベル等を作成された場合は、**原則、補助事業名（中播磨県民センター 中播磨地域づくり活動応援事業）を明記**してください。
※冊子、チラシ、マップ、ポスター等については、**中播磨県民センター中播磨地域づくり活動応援事業による補助を受けている旨の記載がないものは補助対象外となります。**
- ②作成されたチラシについて、中播磨県民センターにて記者に配布することもできます。下記の担当者までご相談ください。
- ③実施された事業内容が分かるように、作成された印刷物等は保管しておき、実施報告書に添付をお願いします。
(例)
 - ・補助金で作成した冊子、チラシ、マップ、ポスターなど
 - ・講演会や研修会で使用した次第、資料など

- ・補助金で作成した音源、映像等
- ・その他、事業の内容がわかるもの

5 記録写真について

イベントや研修会等での様子、補助金を活用した製作物（のぼり、看板等を含む）などを記録として写真で残しておき、実施報告書に添付（複数枚）をお願いします。

6 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、別添「ひょうごスタイル」チラシなどを参考に、適切な感染防止対策（会場の換気、消毒液の設置など）を行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

7 その他

- ①事業完了後はすみやかに実施報告書の提出をお願いします。
- ②年度途中において、事業の進捗状況を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。
- ③ご不明な点等がございましたら、下記の担当者までご連絡ください。

〒670-0947 姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課

池藤（地域づくり活動担当）Manaka_Ikefuji@pref.hyogo.lg.jp

中村（地域づくり活動担当）Akihiro_Nakamura@pref.hyogo.lg.jp

T E L : 079-281-9197 F A X : 079-281-3015